

改正案

現行

（構造用単板積層材の規格）

第4条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準		
	特級	1級	2級
品質	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
表示	(略)	(略)	
	表示の方法	1 表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 接着性能 <u>ア 「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載すること。</u> <u>イ 壁、床又は屋根に用いるものとして製造されたものにあつては、使用環境の次に括弧を付して接着剤名又は接着剤の記号（フェノール樹脂にあつては「PF」、レゾルシノール樹脂にあつては「RF」、レゾルシノール・フェノール樹脂にあつては「RPF」、水性高分子イソシアネート系樹脂にあつては「API」）を記載すること。</u> (3)～(6) (略) 2～6 (略)	
(略)	(略)		

（構造用単板積層材の規格）

第4条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準		
	特級	1級	2級
品質	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
表示	(略)	(略)	
	表示の方法	1 表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 接着性能 <u>「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載すること。</u> (3)～(6) (略) 2～6 (略)	
(略)	(略)		